

呉市教育委員会議題
(令和8年3月24日定例会)

呉市教育委員会

令和 8 年 3 月 2 4 日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第 9 号 呉市立小学校, 中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の
実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 教議第10号 呉市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 5 報告第 6 号 令和 7 年度教育費補正予算について
- 6 教議第11号 呉市社会教育委員の委嘱について
- 7 教議第12号 職員人事について

教議第 9 号

呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則

呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則（昭和 3 2 年呉市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(指定学校の変更の申立て) 第 7 条 略 <u>2 令第 8 条後段の規定による通知については、第 4 条及び第 5 条の規定を準用する。</u>	(指定学校の変更の申立て) 第 7 条 略

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

所定の事務を整理するため。

議案資料 呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施
に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

入学期日・指定学校通知書（以下「通知書」という。）交付後に就学予定者の保護者から指定学校変更申立てがあったときの通知について、指定学校変更許可書（以下「許可書」という。）で足りることから、改めての通知書及び入学児童生徒一覧表（以下「一覧表」という。）の交付を廃止するものです。

2 改正の内容

規則第4条の規定に基づき、就学予定者の保護者に対し、入学前年12月に通知書を交付するとともに、規則第5条に規定する一覧表を各学校長へ交付しています。これらを交付した後に指定学校変更の申立てをした者に対して、許可書に加えて通知書を交付することとしています。しかしながら、許可書は既に交付した内容について変更を許可する旨の結果を通知するものであり、これに加えて通知書を交付する必要がないことから、廃止するものです。

また、指定学校変更を許可した者の情報について、一覧表に代わり許可書にて学校長へ通知することとし、事務の効率化を図るものです。

3 施行期日

令和8年4月1日

教議第10号

呉市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
呉市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

呉市学校運営協議会規則（令和5年呉市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(報酬) 第10条 略	(報酬) 第10条 略 <u>2 第8条第3項の規定により委嘱又は任命した委員及び第12条第1項の規定により解嘱又は解任した委員の報酬は、第1項に規定する報酬の月割りにより算定する（当該算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）。</u> なお、 <u>月途中の委嘱又は任命及び解嘱又は解任の場合、1月として計算する。</u>

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

学校運営協議会委員の年度途中の委嘱又は任命及び解嘱又は解任に係り、所要の規定を整備するため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市学校運営協議会規則の一部改正について

1 改正の趣旨

学校運営協議会委員の年度途中の委嘱又は任命及び解嘱又は解任に係り，所要の規定を整備するため，この規則案を提出するものです。

2 改正の内容

学校運営協議会委員の年度途中の委嘱又は任命及び解嘱又は解任に係り，委員の報酬について，月割りで算定することとして整理します。

3 施行期日

令和8年4月1日